

## 大規模マンション開発と連携した保育施設等整備を進めるための 要綱・要領の制定について（報告）

### 1 制定の趣旨

現在、本市で重点的に取り組んでいる保育所待機児童対策において、大規模マンションの開発によって、一時的かつ局所的に発生する保育ニーズへの対応が課題となっています。今後も待機児童解消を継続するために、大規模マンションが建設されてから保育施設等を整備するのではなく、建設に合わせて、開発事業者と連携しながら保育施設等を整備していく取組が必要です。

そこで、開発事業者に対して、地域の状況等を踏まえた保育施設等の設置について協力を要請するための要綱・要領を制定しました。平成 25 年 1 月 4 日から施行します。

### 2 制度の概要

#### (1) 制定する要綱・要領

- ・「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱」（以下、「協力要請要綱」）
- ・同要綱施行について必要な事項を定めた「要領」

#### (2) 協力要請の対象となる土地利用計画

共同住宅 200 戸以上の新築、増築及び改築の土地利用計画



#### (3) 設置を要請する保育施設等の種類

- ① 認可保育所
- ② 横浜保育室（本市が独自に定める基準を満たす施設で、原則 3 歳未満児が対象）
- ③ 家庭的保育事業（NPO 法人等が家庭的な雰囲気の中で保育する施設で、3 歳未満児が対象）
- ④ 放課後児童クラブ

#### (4) 協力要請の流れ

- ① 開発事業者が本市（建築局）へ横浜市開発調整会議要綱に基づく「土地利用相談書」を提出
- ② 保育施設等整備の協力要請の必要性について、本市（こども青少年局）で検討
- ③ 本市（こども青少年局）から開発事業者へ、保育施設等整備に関する協力要請
- ④ 開発事業者から本市（こども青少年局）へ、協力要請の可否について回答
- ⑤ 協議結果を双方確認の上、保育施設等の開設に向けた必要な手続等を開始

### 3 本制度創設によって可能となる開発事業者への対応

- ・ 開発の計画段階で、本市が保育施設等整備の必要性を判断します。
- ・ 認可保育所、横浜保育室の整備費補助の審査にあたっては、「立地」「ニーズ」の点で配慮します。
- ・ 開発事業者が保育事業者を選定できない場合には、本市が保育事業者の募集を支援します。

## 4 制定のプロセス

「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱（以下要綱）」及び施行について必要な事項を定めた「要領」の制定に関する意見公募を平成 24 年 10 月 15 日から平成 24 年 11 月 13 日まで行った結果、4 人の方からご意見をいただきました。いずれも「有効な手段だと期待する」、「是非、強力に推進していただきたい」など、ご賛同をいただく内容のご意見でした。

### 【意見公募の概要】

#### (1) 意見公募期間

平成 24 年 10 月 15 日（月）から平成 24 年 11 月 13 日（火）まで

#### (2) 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX で、こども青少年局緊急保育対策課まで提出

#### (3) 意見公募結果

4 人の方から、要綱及び要領の制定に賛同いただく趣旨のご意見をいただきました。

#### (4) 意見公募結果の公表予定

平成 24 年 12 月 18 日（火）から 1 年間

### 【その他】 横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱の改正

建築局では、子育てにやさしい住まいとして、保育所などの地域向け子育て施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」として認定する制度を平成 20 年度から実施しています。

今回、この制度を協力要請要綱の制定にあわせ、対象施設を拡大し、また新築住宅だけでなく既存住宅へも普及しやすくなるよう改正することで、これまで以上に、開発事業者にとって、利用しやすいものになるようにします。

なお、こちらも平成 25 年 1 月 4 日から改正します。

現 行
ア 認可保育所
イ 地域子育て支援拠点
ウ 親と子のつどいの広場

+

改 正
エ 横浜保育室
オ 家庭的保育事業
カ 放課後児童クラブ
キ 医療施設(小児科等)



こども青少年局と建築局が連携を強化して、計画の早期段階から保育施設等の設置を支援し、子育て応援マンションの認定を促すことで、これまで以上に、開発事業者が保育施設等を設置しやすくなる環境を整備していきます！